

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：30106

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17218

研究課題名(和文)生活困窮対策におけるスティグマの実態に関する調査研究

研究課題名(英文)A study on actual condition of the stigma to the countermeasure for the poor and needy

研究代表者

松岡 是伸(matsuoka, yoshinobu)

北星学園大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：90433127

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、福祉的貨幣貸付制度(以下、生活困窮対策)などを利用する人々のスティグマの実態と、それらが制度にどのような影響を及ぼしているのかなどスティグマの壁を実証的に明らかにすることが目的である。そこで援助者と利用者に対してインタビュー調査を実施した。

その研究成果は、主に2つである。ひとつは、制度利用による利用者自身のスティグマの増幅であった。これは特に生活保護の利用者にみられた。もうひとつは、地域や世間から制度利用者にもつけられる負のまなざしに対して利用者自身がスティグマを感受していたことであった。

研究成果の概要(英文)：This research aims to clarify existence of the barrier of the stigma and the effect to the users of the systems such as the act on self-reliance support for poor and needy people, public assistance, micro-finance system. We have carried out the individual interview for the purpose.

Results show two important points. First, these systems are amplifying the stigma and the trend was distinguished to the users of public assistance. Second, users generate the stigma by themselves because of the negative public gaze.

研究分野：社会福祉学

キーワード：スティグマ 公的扶助 貧困

1. 研究開始当初の背景

近年、生活困窮に至る人々が増加している。生活保護利用者は現在、約150万世帯であり平成17年に100万世帯に突入して以来、増加傾向である。

そのなかで被保護世帯の「その他の世帯(約28万世帯)」の変質が見られ、稼働年齢層の割合が大きく増加した。そして生活保護基準に満たない低所得層が3~4倍は存在すると推計されている。さらに非正規雇用労働者やニート、引きこもりの増加、大学卒者の貧困率の上昇などが見られ生活困窮する状況は複雑多岐にわたっている。つまり生活保護利用者数の増加と質的变化、生活困窮する人々のニーズの複合的問題などが同時に進行しているのである。

そのなかで生活困窮の状況にありながら生活保護制度などを利用しながらいない人々もいる。国際連合(2013)の日本に対する定期報告書総括所見では、生活保護の申請手続きの簡素化、スティグマの解消、地域住民の教育などの措置を求めている。いわば生活保護制度を利用(受給)するとき、スティグマという壁が出現し、それを乗り越えた人々だけが制度を利用(受給)してきたと言える。

では、こうしたスティグマの壁は制度を利用する人々に平等に立ちのびるのだろうか、それとも制度を申請・利用(受給)する人々の感受性の問題なのだろうか。もしこのスティグマの壁を解明できなければ、生活困窮者自立支援制度と改正生活保護制度、福祉的貸付制度(生活福祉資金など)の制度申請・利用においてスティグマが再生産され、生活の主体性の減退、制度への国民・地域での信頼低下、貧困の連鎖、またはなぜ制度を利用しないのかなどの問題が生じかねない。特に生活困窮者自立支援制度の理念は、生活困窮する人々の自立・尊厳の確保と地域づくりであるが、スティグマの壁によって制度へのアクセスが脅かされたり、リーチアウトによるスティグマを掘り起こしてしまい制度利用を避ける事態を招くかもしれない。そうならば制度理念に掲げる自立・尊厳の確保と地域づくりの実現が困難になる。

ところがこれまで国内・外でも、生活保護受給者、生活困窮者(低所得層含む)生活困窮者自立支援制度、生活保護制度のスティグマの実態を同時に扱ったデータは存在しなかった。例えばスピッカー(Spicker 1984)やディッチ(Ditch 1997)は、人々のスティグマ経験や制度との関連などを分析していた。しかし、それぞれの使用データが異なるので一貫したメカニズムを描けていなかった。

そのため生活困窮対策におけるスティグマの実態について究明する必要性がある。

2. 研究の目的

本研究では、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、福祉的貸付制度など(以下、生活困窮対策)における生活困窮する人々のスティグマの実態と、それらが制度にどのような影響を及ぼしているのかなどスティグマの壁を明らかにすることを目的とする。

そのため生活困窮対策の援助者と利用者の双方に対してインタビュー調査を実施する。制度の援助者(担い手)と利用者(受け手)の双方の立場からスティグマの実態を明らかにしていく。

3. 研究の方法

(1) 調査対象者

インタビュー調査対象者は、以下のとおりである。

平成27年度(第1年度)は、生活困窮対策を実施する相談機関・施設の担い手を対象におこなった。インタビュー対象は生活困窮者自立支援法の相談員等で17名、生活保護ケースワーカー・インテークワーカー等で6名、福祉的貸付制度(生活福祉資金等)の相談員等で6名であった。なお調査エリアは、北海道・東北エリアと関東エリア、九州・沖縄エリアであった。

平成28年度(第2年度)は、生活困窮対策の利用者を対象におこなった。生活困窮者自立支援法の利用者が3名、生活保護受給者が9名であった。なお生活困窮者自立支援法の利用者については、最終年度にて3名を追加しインタビュー調査を実施したため総計6名となった。なお調査エリアは、北海道・東北エリアと九州・沖縄エリアであった。

平成29年度(最終年度)は、先述した第2年度目の生活困窮者自立支援法の利用者に対する追加調査を実施した。そして総合的な分析・検討をおこなった。

(2) 分析方法

インタビュー調査は、半構造化面接にて個別インタビューでおこなった。インタビュー終了後、テープ起こしをして、質的分析を用いて分析・考察した。

(3) 倫理的配慮

本研究全体並びに個人情報に伴うインタビュー調査を実施するため所属機関の倫理審査の承認を経て実施した。研究・調査を実施するにあたり、適切な倫理的配慮・措置等を講じて実施された。

4. 研究成果

(1) 援助者(担い手)に対する調査結果

生活困窮対策の援助者(担い手)に対する調査結果から主に2つの知見を得ることができた。

第1に、生活困窮対策を実施する援助者(担

い手)は、日々の業務や相談援助過程においてスティグマの存在を認識しており、相談援助関係・過程には少なからずスティグマの影響があることが語られていた。

特に、生活保護申請時の扶養義務照会において来談者にスティグマがみられるという。また生活困窮者自立支援法や福祉的貨幣貸付制度の相談員の観点から、双方の制度利用者のあいだには、生活保護に対する蔑視感、スティグマがみられるという語りがみられ、この点は検討中となるが、各制度や制度利用者間でのスティグマ観の認識や違いが示唆された。

第2に、援助者の立場からすれば、相談援助の場(空間)は、少なからず利用者スティグマを与える場(空間)になっていることが示唆された。

これらは特に、生活保護ケースワーカーらにみられ、相談室・面談室のレイアウトの問題や申請手続きの過程にスティグマを付与する機能があるかもしれないという語りがみられた。

以上のことから援助者の立場から、相談援助の場(空間)や制度の利用・申請時にスティグマを与える機能があることが示唆された。

(2) 利用者(受け手)に対する調査結果

先述してきた援助者の立場は、制度の担い手側の主観的な感覚や認識であり、スティグマを明らかにするには限界がある。そこで生活困窮対策の利用者(受け手)に対する調査が重要となる。利用者(受け手)に対する調査結果から主に、3つの知見を得ることができた。

第1に、利用者のなかには、制度利用を機にスティグマを感じ、自尊心の喪失や社会との関わりを抑制することが語られていた。そして、これらには、利用者自身の生活歴や成育歴や、地域・世間からの負のまなざしの影響が背景にみられた。

第2に、利用者(特に生活保護利用者)は、概ね制度利用前後において家族や友人等の他者・社会関係が希薄化していた。そして社会関係の希薄化の背景に制度利用によって生じるスティグマ感もみられた(特に制度利用後)。

また社会関係の希薄化、孤立によって自らのスティグマ感を深化させているといえる語りがみられた。

第3に、生活保護を利用することによって、利用者自身の社会的立場(社会的地位や評価)を受け入れざるを得ない、もしくは、それに対する抵抗、反発が語られていた。

この点は現在、分析・検討中であるが、生活保護を利用することによって、先述してきたように(第2でみてきたように)地域や世間からの負のまなざしや自身の生活歴の失敗等も受け入れざるを得ない等の語りがみられた。このことから利用者のなかには、

地域や制度から付与されるスティグマを受け入れざるを得ないという人々がいることが示唆された。

一方で、生活困窮者自立支援法の利用者のなかには、生活保護を利用したくないという抵抗や反発等が語られていた。そのような語りをする利用者は、少なからず生活保護を利用することによって自らの社会的地位・評価が低下すると語っており、そのような立場になってしまうことへの抵抗・反発ということがいえる。

以上のように、現在、分析・検討中である点もあるが、生活困窮対策における援助者と利用者の双方の観点からスティグマの実態に言及してきた。

本研究を通じて、生活困窮対策における援助と利用者スティグマに関する一連のデータを収集することができた。今後さらに分析を進め検討を深めていく。

なお、本研究における成果は、整い次第、順次、学術論文として公表する。

参考文献

- Spicker,P.(1984) Stigma and Social Welfare, Croom Helm Ltd. (=1987,西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房.)
Ditch,J.(etc)(1997) Comparative Social Assistance Localisation and Discretion, Ashgate.
United Nations(2013) Concluding observations on the third periodic report of Japan, adopted by the Committee at its fiftieth session (29 April-17 May 2013).

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松岡 是伸 (Matsuoka Yoshinobu)
北星学園大学社会福祉学部・専任講師
研究者番号：90433127

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()